

薬局製剤製造販売業許可申請書（新規）の提出部数及び記載上の注意

書 類	提出部数	注 意 事 項
許 可 申 請 書 〔手数料 7,200円(現金)〕 令和5年9月1日現在	1	1 「主たる機能を有する事務所の名称」欄 薬局の名称を記載してください。 2 「主たる機能を有する事務所の所在地」欄 薬局の所在地を記載してください。 3 「許可の種類」欄 「薬局製剤製造販売業」と記載してください。 4 「（法人にあっては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名」欄 法人の場合、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を記載してください。 5 「総括製造販売責任者」欄 ・薬局の管理者が兼務する場合 氏名欄に「薬局の管理者と同じ」と記載してください。（資格及び住所欄の記載は省略することができます。） ・薬局の管理者以外の場合 総括製造販売責任者の氏名及び住所を記載してください。「資格」欄には「薬剤師」と記載し、薬剤師名簿登録年月日及び登録番号を記載してください。 6 「申請者の欠格条項」欄 該当する事実がなければ、「なし」（申請者が法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」）と記載してください。 7 「備考」欄 「薬局開設許可年月日」及び「許可番号」を記載してください。薬局開設許可申請中の場合は、「 年 月 日 薬局開設許可申請中」と記載してください。

添付書類の省略ができる場合

添付書類 から については、世田谷区内の他の薬局等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（省略する書類の種類、提出した薬局の名称・所在地、添付した申請書又は届書の提出年月日等）を記入してください。

薬局開設許可、薬局製剤製造販売業許可、薬局製剤製造業許可のうちいずれか2つ以上の申請を同時に行う場合、同一の添付書類は、一部で差し支えありません。

添 付 書 類	提出部数	注 意 事 項
登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	1	1 法人の目的に「薬局経営・調剤・医薬品の販売」等に関する業務の記載が必要です。 2 6か月以内に発行されたものが有効です。
製造販売業者（薬局開設者）の診断書	1	精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書が必要です。なお、診断年月日から3箇月以内のものが有効です。
証 書 (使用関係を証明する書類)	1	総括製造販売責任者が申請者（法人の場合も含む。）に雇用されている場合に添付が必要です。ただし、薬局の管理者が総括製造販売責任者を兼務する場合は、添付を省略することができます。
資 格 証 明 書	1	総括製造販売責任者の薬剤師免許証の写しを添付してください。なお、窓口で確認するため本証を持参（ ）してください。

印の書類については区内の他の店舗等において提出済み（世田谷保健所長に提出したものに限る。）で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（薬局等の所在地、名称等）を記載してください。

印について、届出者等が自ら原本照合を実施した場合には、本証の持参を省略できます。その場合、「原本と相違がない」旨、照合年月日、照合者名、照合者役職を原本照合した書類に記載してください。

薬局製剤製造販売業変更届書の提出部数及び記載上の注意

書 類	提出部数	注 意 事 項
<p>変 更 届 書</p> <p>下記の事項を変更する場合、変更後30日以内に 変更届書及び各添付書類の提出が必要です。</p>	1	<p>1 「業務の種別」欄 「薬局製剤製造販売業」と記載してください。</p> <p>2 「許可番号及び年月日」欄 許可証に記載された許可番号及び有効期間の始期の年月日を記載してください。</p> <p>3 「名称」、「所在地」欄 薬局の名称及び所在地を記載してください。(許可証のとおりに記載してください。)</p> <p>4 「変更内容」欄 変更事項、変更前・変更後の内容を記載してください。</p> <p>5 「変更年月日」欄 実際に変更した年月日(法人の登記事項の変更については、変更の事実があった年月日)を記載してください。</p>

届出の簡略化、添付書類の省略ができる場合

薬局開設許可の変更届により、下記 から の変更事項を届け出ることができる場合は、当該変更届の「業務の種別」欄に、「薬局」に加え「薬局製剤製造販売業」、「薬局製剤製造業」と併記できます。その場合、「許可番号及び年月日」欄に対応する許可番号及び許可年月日も併記してください。同一の添付書類は、一部で差し支えありません。

下記の 印の書類については、世田谷区内の他の薬局等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、変更届書の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項(省略する書類の種類、提出した薬局の名称・所在地、添付した申請書又は届書の提出年月日等)を記入してください。

変更事項	添付書類及び注意事項
総括製造販売責任者	<p>1 薬剤師免許証の写しを添付してください。なお、窓口で確認するため本証を持参()してください。</p> <p>2 総括製造販売責任者が申請者に雇用されている場合、証書(使用関係を証明する書類)を添付してください。(新規申請の添付書類 参照)</p>
製造販売業者(薬局開設者)の氏名及び住所	<p>1 法人の場合:変更内容(変更前後)が確認できる登記の履歴事項証明書 を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。(新規申請の添付書類 参照)</p> <p>2 個人の場合:変更内容(変更前後)が確認できる戸籍謄(抄)本等 を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。</p>
主たる機能を有する事務所(薬局)の名称	<p>1 添付書類は必要ありません。</p> <p>2 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</p>
製造販売業者(薬局開設者)が法人であるときは、その業務を行う役員 の氏名	<p>1 変更した役員の就任日が確認できる登記の履歴事項証明書 を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。(新規申請の添付書類 参照)</p> <p>2 新たに業務を行う役員に就任した者に係る診断書 又は疎明書を添付してください。(新規申請の添付書類 参照)</p> <p>3 変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は、備考欄に「医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第3号イからニまでのいずれかに掲げる者及び成年被後見人に該当しない。」旨を記載してください。</p>
総括製造販売責任者の氏名及び住所	<p>1 氏名を変更する場合:変更内容(変更前後)が確認できる戸籍謄(抄)本 を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。</p> <p>2 住所のみ変更する場合:添付書類は必要ありません。</p>
区市町村による地名番地等変更 ビル所有者によるビル名変更	<p>1 住居表示変更証明書又はビル所有者からのビル名変更案内等を添付してください。</p> <p>2 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。</p>

印の書類については区内の他の店舗等において提出済み(世田谷保健所長に提出したものに限る。)で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項(薬局等の所在地、名称等)を記載してください。

印について、届出者等が自ら原本照合を実施した場合には、本証の持参を省略できます。その場合、「原本と相違がない」旨、照合年月日、照合者名、照合者役職を原本照合した書類に記載してください。

薬局製剤製造販売業許可更新申請書の提出部数及び記載上の注意

書 類	提出部数	注 意 事 項
許可更新申請書 〔手数料 4,400円(現金)〕 令和5年9月1日現在	1	1 「許可番号及び年月日」欄 許可証に記載された許可番号及び有効期間の始期の年月日を記載してください。 2 「主たる機能を有する事務所の名称」欄 薬局の名称を記載してください。 3 「主たる機能を有する事務所の所在地」欄 薬局の所在地を記載してください。 4 「許可の種類」欄 「薬局製剤製造販売業」と記載してください。 5 「(法人にあっては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名」欄 法人の場合、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を記載してください。 6 「総括製造販売責任者」欄 ・薬局の管理者が兼務する場合 氏名欄に「薬局の管理者と同じ」と記載してください。(資格及び住所欄の記載は省略することができます。) ・薬局の管理者以外の場合 総括製造販売責任者の方の氏名及び住所を記載してください。「資格」欄には「薬剤師」と記載し、薬剤師名簿登録年月日及び登録番号を記載してください。 7 「申請者の欠格条項」欄 該当する事実がなければ、「なし」(申請者が法人であって薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は「全員なし」と)記載してください。 8 「備考」欄 「薬局開設許可年月日」及び「許可番号」を記載してください。
添付書類	(1) 許可証(原本)	1 従前の許可証を紛失等のため添付できないときは、その旨を備考欄に記載してください。
	(2) 製造販売業者(薬局開設者)の診断書	1 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。 なお、診断年月日から3か月以内のものが有効です。

薬局製剤製造販売業各届書(休止・廃止・再開)の提出部数及び記載上の注意

書 類	提出部数	注 意 事 項
休止・廃止・再開届書 事項発生から30日以内に提出してください。	1	1 「業務の種別」欄 「薬局製剤製造販売業」と記載してください。 2 「許可番号及び年月日」欄 許可証に記載された許可番号及び有効期間の始期の年月日を記載してください。 3 「名称」、「所在地」欄 薬局の名称及び所在地を記載してください。(許可証のとおりに記載してください。) 4 「休止・廃止又は再開の年月日」欄 休 止 の 場 合 休止する期間を記載してください。 (例:「年月日から年月日まで」) 廃止、再開の場合 廃止又は再開した年月日を記載してください。 5 「備考」欄 休止の場合には、休止の理由を記載してください 6 添付書類 廃止の場合には、許可証(原本)を添付してください。 廃止の場合には、合わせて薬局製剤製造販売承認の整理届を届け出てください。

届出の簡略化ができる場合

薬局開設許可の各届書(休止・廃止・再開)により、上記の事項を届け出ることができる場合は、当該届書の「業務の種別」欄に、「薬局」に加え「薬局製剤製造販売業」、「薬局製剤製造業」と併記できます。その場合、「許可番号及び年月日」欄に対応する許可番号及び許可年月日も併記してください。